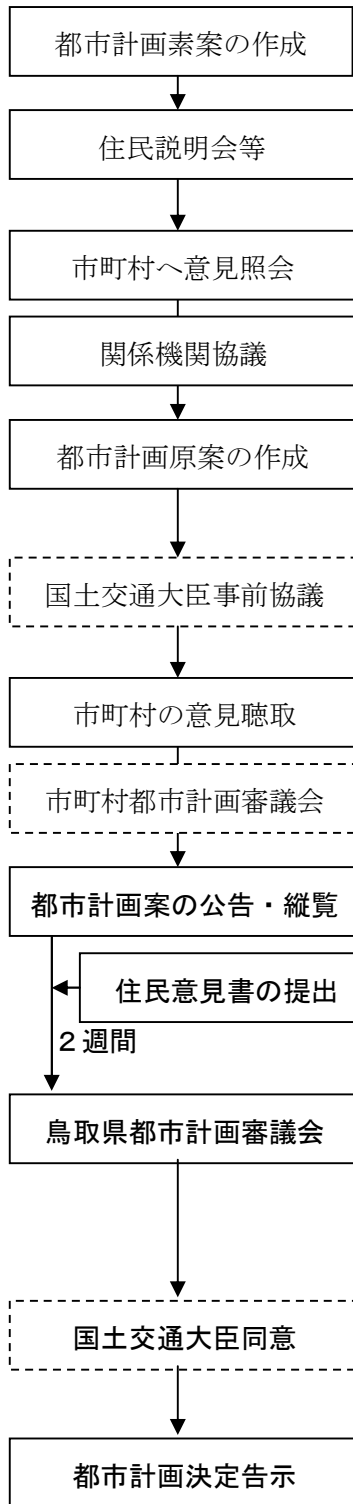


県が行う都市計画決定の流れ



【住民意見の反映】

県は、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認められる場合には、都市計画の基本的な構想又は都市計画の素案について、公聴会、説明会の開催等により住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。〔法 16 条〕

【都市施設管理者等との協議】

県は、都市施設に関する都市計画等を定めようとする場合には、あらかじめ、当該都市施設を管理することとなる者その他政令で定める者に協議する。〔法 23 条 6 項、令 17 条〕

国土交通大臣の同意を必要とするものは、公聴会の開催・関係機関協議を行い、県案が定まった段階で、県の判断により必要に応じて国土交通省中国地方整備局長あてに事前協議を行う。

都市計画は、都市のあり方を決定する重要な行政であることから、その策定にあたっては、市町村の立場が十分に尊重される必要があるため、県が定める都市計画については、関係市町村の意見を聴くよう定められている。〔法 18 条 1 項〕

都市計画は、都市の将来を決定するものであり、土地利用等の制限が生じるため、決定にあたってはあらかじめ案の内容を住民等に周知すると共に、その意見を反映させることが必要である。

このため、あらかじめ都市計画の案を公告し、2 週間公衆の縦覧に供して関係住民及び利害関係人は意見書を提出することができる。〔法 17 条 1 項・2 項、施行規則 10 条〕

【都市計画審議会への付議】

都市計画は、都市計画審議会の議を経て決定する。〔法 18 条 1 項〕
 県は、都市計画の案を都市計画審議会に付議しようとする場合は、前記により提出された意見書の要旨を資料として都市計画審議会に提出する。〔法 18 条 2 項〕

政令で定める都市計画区域に係る都市計画又は国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を決定しようとする場合は、国土交通大臣の同意を得なければならない。〔法 18 条第 3 項〕

県は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、国土交通大臣及び関係市町村に図書の写しを送付する。〔法 20 条 1 項〕

また、都市計画の図書を公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報等により公告する。〔法 20 条 2 項、規則 12 条〕